

「石狩市風力発電設備の設置及び運用の基準に関するガイドラインの改正について」に寄せられた意見と検討結果

【パブリックコメント実施期間】 令和4年2月15日（火）から令和4年3月15日（火）まで

【担当部局】 環境市民部環境課

【意見提出者】 8人

【意見件数】 34件

【意見への対応】	採 用	: 意見に基づき原案を修正するもの	0件
	一部採用	: 意見に基づき原案を一部修正するもの	0件
	不 採 用	: 意見を原案に反映しないもの	18件
	記 載 済	: 既に原案に盛り込まれているもの	4件
	参 考	: 原案に盛り込めないが今後参考とするもの	1件
	そ の 他	: ご質問・ご意見として何うもの	11件

【意見の検討経過】 令和4年3月16日～3月24日 当課及び関係部局において意見の検討及び検討結果（案）の作成
令和4年3月25日 企画課に合議のうえ、市長決裁にて最終決定

「石狩市風力発電設備の設置及び運用の基準に関するガイドラインの改正について」に寄せられた意見と検討結果

No.	意見の要旨	検討結果	検討内容
1	4（1）800メートルのドイツと同じにすべきと思います。	不採用	改正ガイドラインでは、住宅等からの距離について、一般的な建設時の作業に要する面積や国の資料等から判断し、風力発電設備の最大高の5倍（その距離が200メートルに満たない場合は200メートル）以上を離隔距離とすることといたしました。 当該基準は、風力発電設備の設置及び運用時の安全確保等を目的としており、必要以上の離隔距離の設定は、過度な規制につながると考えております。
2	住宅地からの離隔距離が250メートルで頭痛、めまい、吐き気がして、通常の生活が出来なくなってしまう人を知っています。 低周波音被害というのは、個人差、風向き、温度、地形などによって、毎日被害を受けるものではありませんが、確実に体力を奪い、病気をもたらします。 国が認めないからと言って、無視していいものではありません。200メートルではなく300メートルの離隔をとるべきです。そうすると建設できなくなると、常任委員会で職員の方が発言していましたが、それなら建設しなければいいのです。自然保護や住民の生活の方が大事だと思います。		
3	私は、現在、近くに建っている風車が、1キロメートル位離れると音が聞こえないので、最低1キロメートルは離してほしいと思います。		
4	4（1）住宅等からの離隔距離：最大高の5倍（その距離が200メートルに満たない場合は200メートルを、500メートル以上に改めてほしい。（最大高の5倍は不要。但し書きは不要）（風力発電機設置地点では、105		

No.	意見の要旨	検討結果	検討内容
	デシベルの回転音が 500 メートル離れた場所では 38 デシベルに減衰するため (GE Report より)		
5	4 (1) 住宅等からの等とは何を指しているのか？畑地を所有していればその境界線からだろうか？	その他	「住宅等」とは、住宅、事業所以外に、学校及び幼稚園、保育所、病院、社会福祉施設用の住民が利用する施設を含みます。
6	4 (1) 200 メートル離れていても騒音が聞こえたり建物が振動したり健康被害がある時には設置者に連絡ではなく許可した市で対応してほしい。	その他	再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく風力発電事業は、国の認定制度に基づき行われるものです。騒音等の苦情があった場合には、ガイドラインの規定に基づき、事業者等に対し、適切な対応を求めてまいります。
7	4 (1) 区域住民の範囲は広域が望ましい。	その他	ご意見として承りました。
8	市から提示されている“改正のポイント”、 4 (1) 住宅等離隔距離基準～の 100 メートル、200 メートルという数字は、風車の近くに住民として、今と何が違うのかわかりません。100 メートル、200 メートルの根拠が無いように思います。 市が提示した、100 メートル、200 メートルの根拠を知りたいです。	その他	改正ガイドラインでは、住宅等からの距離について、風力発電設備の設置及び運用時の安全確保等を目的に、一般的な建設時の作業に要する面積や国の資料等から判断し、風力発電設備の最大高の 5 倍(その距離が 200 メートルに満たない場合は 200 メートル) 以上を離隔距離とすることといたしました。
9	4 (1) 住宅からの距離：3 行目の、「・200 メートル以上離れた場所に設置すること。」の後に、「この時、(3) 騒音、(4) 低周波音に記載されている事項も同時に満たすこと。」を加えた方が良くと思います。単に 200 メートル離せば良いわけではないことを明確に示すべきです。	記載済	ガイドラインでは、事業者等は、次の各号に定める事項を遵守するものと定めており、(1) 住宅等からの離隔、(3) 騒音、(4) 低周波音など、それぞれ基準が設けられており、事業者には、ガイドラインの遵守を求めてまいります。

No.	意見の要旨	検討結果	検討内容
10	<p>4（2）道路からの距離：道路から風力発電施設の最大の高さに相当する距離以上離れた場所に設置とある。</p> <p>倒壊したときの衝撃で、風車の部品等が散乱することもあると考えられるので、最大の高さプラス少なくとも10メートルはバッファゾーンとして加えていただきたい。</p>	不採用	<p>改正ガイドラインでは、風力発電設備の設置及び運用時における安全確保の観点から、道路から当該風力発電設備の最大高以上離すことといたしました。</p> <p>当該基準は、風力発電設備の設置及び運用時の安全確保等を目的としており、必要以上の離隔距離の設定は、過度な規制につながると考えております。</p>
11	<p>4（2）道路からの離隔距離：「当該風力発電施設の最大の高さ相当の距離」を、「当該風力発電施設の最大の高さの2倍以上の距離」に改めてほしい。（暴風雨等で倒壊した場合部品が飛び散るため）</p>		
12	<p>4（2）道路からの距離は、先日の落下事故もあり、中・小型の風車といえども羽根の長さは数メートルある。道路からは20メートル以上離すべき。</p>		
13	<p>4（3）以下は各人一律ではないので、国の基準値も遵守し、且つ苦情にも対処すること。</p>	記載済	<p>ガイドラインでは、事業者等は、住民等から申し入れのあった事項については、誠意をもって対応することを定めております。</p>
14	<p>4（3）騒音（周波数が20ヘルツから100ヘルツまでの音によるものを含む）：3（5）用語の定義で、（5）「住宅等」について、「住宅及び事業所並びに学校、幼稚園、保育所、病院、社会福祉施設等の住民が利用する施設をいう。」と定めている。環境影響評価法に沿って行われる環境アセスメントにおいて、「学校、保育所、病院、社会福祉施設等」は、特に配慮を必要とする施設</p>	不採用	<p>ガイドラインでは、風力発電設備から最も近い住宅等において、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境基準「専ら住宅の用に供される地域」に係る基準値（昼間55デシベル以下、夜間45デシベル以下）又は「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について（平成29年5月26日付け環水大大第1705261号）」に定める指針値の、いずれか低い値を超えないことと定めており、事業</p>

No.	意見の要旨	検討結果	検討内容
	<p>として扱われ、騒音の環境基準では、「特に、静穏を要する地域」の基準値（昼間 50 デシベル以下、夜間 40 デシベル以下）適用されることが求められている。「住宅等」の中に、病院等を含むのであれば、ここで用いる環境基準は「特に、静穏を要する地域」の基準値（昼間 50 デシベル以下、夜間 40 デシベル以下）に変更すべきである。</p>		<p>者には、ガイドラインの遵守を求めてまいります。</p>
15	<p>5（1）概要を計画した段階で住民説明会はもとより、事故・健康被害等マイナス面の懇切な説明と理解承認を得ること。</p>	記載済	<p>ガイドラインでは、事業者等は、事業の説明に当たっては、発電事業に対する不安及び疑問を可能な限り解消するよう努めるものと定めております。</p>
16	<p>5（1）事業の説明：「設置区域及び規模の概要を計画した段階で事業説明を行う。」を「建設予定日の少なくとも2か月前までに、離隔距離の範囲内に住む住民、施設に対して十分な説明を行い、対象者全員の書面による合意を市に提出すること。」に改めてほしい。</p>	不採用	<p>ガイドラインでは、事業者等は、風力発電設備の設置区域及び規模の概要を計画した段階で、石狩市、設置区域に存する町内会・自治会及び住民等、土地所有者等、関係公的機関、関係団体等に対する事業の説明を行うものと定めており、事業の説明の時期等について詳細な規定は設けませんが、事業者等において、適切に対応するよう求めてまいります。</p> <p>また、風力発電設備の位置から200メートル以内の土地所有者等及びその区域の住民等の同意までを求める厳しい規定としております。</p>

No.	意見の要旨	検討結果	検討内容
17	<p>5（1）「事業者等は事業の説明を行うものとする」としているが、説明会の告知の仕方も規定するべきと思います。町内会の回覧で回しているケースが多いようだが、小型風車による影響問題は、近隣の住民だけ考えれば良いという問題ではない。景観への影響、野鳥やコウモリ等自然への影響は、石狩市民全体で関心を持って注視すべきである。</p> <p>したがって、説明会の周知は「広報いしかり」と「石狩市HP」を活用して行うよう規定していただきたい。</p>	不採用	<p>ガイドラインでは、事業者等は、事業の説明にあたっては、発電事業に対する不安及び疑問を可能な限り解消するよう努めるものと定めており、地域への周知等について詳細な規定は設けませんが、事業者等において適切に対応するよう求めてまいります。</p>
18	<p>5（1）事業説明会は事業の一環であることから、広報に掲載する際は、広告扱いとして、広告料を徴収すべきである。</p>	参 考	<p>今後の風力発電事業関係の広報記事掲載時の考え方についての参考とさせていただきます。</p>
19	<p>5（1）説明会での姿勢を記載しているが、「資料配布を行い丁寧に行うこと」を加えていただきたい。これまで、複数の事業者による説明会において、住民へ配布する資料がないまま実施された。最近の事業者の例では、事業者の手が接触したものを配布するのは、新型コロナウイルス感染症予防の観点からまずいので、配布資料は作らなかつたと説明があったが、ペットボトルのお茶が配布されており、矛盾を露呈した。</p> <p>また、「配布資料は事業者が必要部数印刷して用意すること」も付け加えていただきたい。ある事業者は、「石</p>	不採用	<p>ガイドラインでは、事業者等は、事業の説明にあたっては、発電事業に対する不安及び疑問を可能な限り解消するよう努めるものと定めており、説明会に使用する資料等について詳細な規定は設けませんが、事業者等において適切に対応するよう求めてまいります。</p>

No.	意見の要旨	検討結果	検討内容
	狩りに資料の原稿を渡したのですが、皆さんに資料は届いていないですか」と、資料印刷は石狩市が配布するものと勘違いしている事業者もいた。勘違いしているように見せかけていたのかもしれないが。		
20	7（2）設置の点検：事業者は、最低年1回、風力発電機に登り、目視による点検を行うことを義務付ける。	不採用	国のガイドラインでは、事業者等は、風力発電設備の保守点検及び維持管理を適切に行うことを定めており、市のガイドラインにおいても、この主旨を踏まえ、風力発電設備について、正常な機能の維持、事故等の未然防止に努めることを定めております。
21	7（3）第三者に転売目的で設置する業者もいる。設置者は最低10年は運用すること等の義務付けが必要。	不採用	ガイドラインは、事業者等に対する独自の規制を設けるものではなく、風力発電設備の設置及び運用に関して適切な状況に誘導する基準等を設けることを目的としております。
22	ガイドラインの改正は、自然エネルギー施設が住民の迷惑施設にならないために重要とは思いますが、如何せん罰則規定がないことが抜け道となっています。市ではいつも国が国がと言いますが、石狩市民を守るのは、まず石狩市です。紋切り型の答弁では、パブコメ等に対して自分の考えを述べる人はいなくなるのでは？と危惧いたします。	その他	ガイドラインは、事業者等に対する独自の罰則規定を設けるものではなく、風力発電設備の設置及び運用に関して適切な状況に誘導する基準等を設けることを目的としております。

No.	意見の要旨	検討結果	検討内容
23	<p>石狩市は CO2 ゼロ宣言都市で、世界的に化石燃料フリーの流れで風力発電は、重要なエネルギー源だと思われ ますが、厚田区では建設後 1 年で撤去、ブレードが無い、 完成しても動いていない風車が見受けられる。風力発電 の耐用年数は 20～30 年、このままでは 30 年後の状況が 不安です。事業者の説明会では、目先の利益を求める投 資目的の事業が多いようです。</p> <p>改正ガイドライン、7（4）に「責任をもって風力発 電設備を撤去～」とあるが、風車設置時に撤去費用の積 立などの担保する具体的対応を準備することが、地域の 将来の安全や環境を保つことになると思われる。</p>	その他	<p>風力発電設備の撤去費用につきましては、2018 年（平成 30 年）7 月以降、廃棄費用（撤去及び処分費用）に関する国への 定期報告が義務付けられておりますが、市におきましても、改 正ガイドラインに基づき、発電事業の終了時における「廃止届 出書」の提出及び設備の撤去等が適切に行われるよう求めてま いります。</p>
24	<p>たとえ登録済みでも、まだ設置がされていない場合 は、半径 800 メートル以内の住民の方々との話し合いと、 住民全員の書面による同意が無い場合は、設置が出来な いという「条例」を作って安易な設置を防ぎ、市民の方々 や北海道を守ってくださる事を切にお願いいたします。</p>	不採用	<p>国から法令等に基づく全国一律の基準が示されない中で、法 的拘束力を持った条例を制定するのは困難であると考えます が、国に対してはガイドラインの遵守に係る指導を徹底するよ う要望するとともに、市におきましても事業者に対し、国及び 市のガイドラインの遵守を求めてまいります。</p>
25	<p>意見の概略や要約では、意見の意図が伝わらないの で、全文を載せて下さい。</p> <p>小型風力発電設備の設置及び運用をめぐるビジネス モデルは、「売却」をすることが目的となっています。</p> <p>超高額な、発電量 1 kwh あたり 55 円の買取価格の権利 がついている小型風力発電施設は、保有して 20 年間発</p>	その他	<p>風力発電事業の認定を行う国では、設備の設置や維持管理、 地域との関係構築などに関し遵守すべき事項を定めた「事業計 画策定ガイドライン」を制定しております。本ガイドラインは これを補完し、地域に応じた基準値を設定するほか、市が事業 計画を適切に把握し、設備の設置及び運用を適切な状況に誘導 することを目指すものです。</p>

No.	意見の要旨	検討結果	検討内容
	<p>電し、高額な利益が得られるならば、売却はしないはず です。権利がついたまま、転売が繰り返されます。</p> <p>小型風車型式認証登録簿（NK認証、一般社団法人 日本海事協会）によると、今まで認証された小型風車の 機種 25 基（すべて外国製）の内、6 基はすでに認証を 失効し、新規出荷一時停止中のものは7 基に上ります。 事故等により、問題をかかえた機種は認証されたもの うちの半数を超えます。55 円/1kwh という超高額の買 取価格がついていても、長期の事業として成り立たない ために売却となります。</p> <p>「55 円だから、もうかるよ」と騙された人が、儲から ないことに気づいて「55 円だから、もうかるよ」と次の 人を騙す。これが小型風力発電設備を巡るビジネスモデ ルです。</p> <p>石狩市は、「小型風力等発電施設設置に係る各種法令」 の一覧表を作成し、事業者に渡し、このビジネスモデル を後押ししていませんか？</p> <p>このガイドラインの改正で、事業者に騙されぬよう、 市役所も市議も住民も理解が深まるようねがっていま す。</p>		<p>国に対して、ガイドラインの遵守に係る指導を徹底するよう 要望するとともに、事業者に対して、国及び市のガイドライン の遵守を求めてまいります。</p>
26	<p>石狩市厚田区で市民が体験した、問題となった3例を 挙げてみます。</p>	その他	<p>(1) 及び (2) 本ガイドラインに定める基準は、風力発電設備の設置及び運</p>

No.	意見の要旨	検討結果	検討内容
	<p>①嶺泊地区で株式会社北弘電社が2019年6月に「立地調査から20年間のアフターサービスまでOne-Stop」をうたってSWP-19.8kw(デンマーク ソリッドウインドパワー社製)の2基を建設・施行しました。風車は建ったまま回転をせず、その後撤去するに至りました。北弘電社は特別損失を計上し、2021年3月をもって、小型風力発電事業からの撤退をしたのでした。</p> <p>この製品は、北弘電社とSWP社との間で販売代理店契約を結んでいたのですが、SWP社の日本向け販売子会社の倒産、製造不良に起因するブレード落下事故の発生、NK認証の一時停止等により、北弘電社はこの製品の取り扱いを終了せざるを得ませんでした。「20年間のアフターサービス」なんて、存在しないのです。</p> <p>②嶺泊地区で自然風力発電株式会社が建設した、株式会社エス・ピー・アイのANE AH-10kwという機種は、NK認証の失効にも一時停止にもなっていなかったのですが、2022年1月16日頃、タワーの上のナセル部分が落下しました。雪の中に落下したので、飛散が少なかったかもしれません。道路に近接して建設されていたので、道路上に落下する恐れもあったと思いました。通行中の車両を直撃したら、大惨事になったかもしれません。さ</p>		<p>用時の安全確保等を目的としており、必要以上の離隔距離の設定は、過度な規制につながると考えております。</p> <p>(3)</p> <p>ガイドライン改正前に「設置届」を市に提出した事業者に対しては、旧ガイドラインの規定が適用されます。</p> <p>また、改正ガイドラインの施行後に「設置届」を市に提出した事業者は、改正ガイドラインの規定を適用することとしております。</p>

No.	意見の要旨	検討結果	検討内容
	<p>らに、道路横の送電線に接触すれば、停電の発生も考えられるほど、道路に近い場所に設置されていました。道路からの距離は、風力発電施設の最大高の2倍以上は必要だと思いました。</p> <p>折り畳み式タワーの場合は（SWP-19.8kw, ANE AH-10kwともに折り畳み式タワー）事故につながるかもしれません。</p> <p>③石狩市厚田マイクログリッドシステムの設備導入については、当初、小型風力発電が4基・20kw、太陽光発電24kw導入で「エネルギーの地産地消」に取り組む予定でありました。FITを活用しなくとも、道の駅や厚田小中学校などの地区のエネルギーを賄えると計画としましたが、計画段階で事業性が得られず、採算の取れない小型風力発電は姿を消しました。</p> <p>太陽光発電165kw、水素エネルギーシステム、蓄電池システムで総額5億円の北海道補助金を得て、巨額な設備を導入しました。それでも、系統からの調達に3割しか賄えないと言います。小型風力発電を活用すると、先進的なモデル事業の構築とはならない、という例となりました。</p>		

No.	意見の要旨	検討結果	検討内容
	<p>小型風力発電で作られた電気が、市民の生活の役に立っているとは思えません。地球温暖化防止の一翼を担っているとは、到底思えません。</p> <p>再エネの固定価格買取制度は、本当に腹立たしい国の制度です。その原資は、私たち電気の利用者が毎月の電気料金に上乗せさせられて支払っている「再エネ発電賦課金」です。</p> <p>買取価格の55円の権利がついたまま転売されます。</p> <p>ウクライナ情勢をめぐって、世界的にエネルギー価格が高騰しそうな状況を呈しています。再エネの導入がさらに進むと、再エネ発電賦課金はさらに、国民の負担を強めます。</p> <p>以上のことから、小型風力発電設備の設置及び運用の基準については、より厳しいものにすることが必要だと考えます。</p> <p>(1) 住宅等離隔距離基準の改正(第4条第1号)は、青森県横浜町のガイドラインにある、最大高の7倍(その距離が300mに満たないときは300m)と同じにしてください。</p> <p>(2) 道路離隔距離基準の新設(第4条第2号)は前途のとおり、道路からの離隔距離は必要であり、最大高</p>		

No.	意見の要旨	検討結果	検討内容
	<p>の2倍以上としてください。</p> <p>(3) 改正ガイドラインの適用範囲(附則)</p> <p>改正ガイドラインは、いわゆる駆け込み登録をした事業者には、適用しないでください。特に、地質調査段階や、杭を打っただけの事業者や、まだ風力発電機そのものを土台に設置していない土台だけの事業者にも、遡って適用してください。</p>		
27	<p>株式会社多摩川エナジーによる小型風力発電所住民説明会(2022年2月19日・20日)がありました。「株式会社多摩川エナジー」は、ジャスダック上場企業の「株式会社多摩川ホールディングス」の100%子会社です。従って、「株式会社多摩川ホールディングス」のホームページの決算説明資料(2022年3月期第3四半期)に、小型風力発電のビジネススキームを見ることができます。</p>	その他	<p>ガイドラインでは、事業者等は、事業の説明に当たっては、発電事業に対する不安及び疑問を可能な限り解消するよう努めるものと定めており、適切に対応するよう求めてまいります。</p>

No.	意見の要旨	検討結果	検討内容
	<p>エグゼクティブサマリー（3ページ）から</p> <p>■再生可能エネルギー事業は「メガソーラー」の譲渡業績を押し上げ、「小型風力発電」開発・売却の仕組み創りが加速</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保有していた大型の太陽光発電所はすべて譲渡が完了 ・強化領域の「小型風力発電」の開発を後押しする銀行との連携が加速中 ・小型風力発電所のファンドが組成され、新たに売却の仕組みが構築 <p>—2022年3月期第3四半期決算説明資料 より—</p> <p>太陽光発電所（2000kw 40円/1kwh 登別市 2021年6月28日）は売却</p> <p>小型風力発電所 計13基（55円/1kwh 2021年6月29日2基、9月30日2基、11月30日9基）は売却</p> <p>小型風力発電所 計6基 連系済み</p> <p>55円/1kwhで取得したものを、連携し、保有した30%が売却目標</p> <p>2/20（日）14：00～13：30 親船会館の説明会で</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者は「売却の可能性はある」と言いました。 		

No.	意見の要旨	検討結果	検討内容
	<p>・住民「もう、すでに売ってしまったのではないか？」</p> <p>・事業者「まだです。」</p> <p>売却が目的で、地球の自然環境の保全や生物多様性の観点や地球温暖化防止のことなどは、どうでもよいようです。小型風力発電事業は、非常に問題の多い事業です。</p> <p>2/19（土）14：00～16：00に古潭会館で住民説明会があり参加しました。6名参加。</p> <p>事業者は「コロナ過で“非接触”を心がけるようにと、石狩市役所の人と相談して、資料は配布しないで、スライドにしました。」</p> <p>住民「市役所のだれですか？」</p> <p>事業者「担当の・・・」</p> <p>資料は少しだけ配布されましたが、参加者全員には行き渡りませんでした。不十分なものでした。</p> <p>2/20 14：00～（日）親船会館説明会では、“非接触”には一言も触れず、資料配布はありました。しかし、参加者が10名を超えたので、印刷部数は足りず、全員には行き渡りませんでした。これも不十分なものでした。</p>		

No.	意見の要旨	検討結果	検討内容
28	<p>小型風力発電設備のオジロワシのバードストライクについては、石狩市環境審議会（2020年7月22日）資料2. のなかで、2019年はオジロワシの風力発電へのバードストライクが8件あったが、そのうちの4件は小型風力発電だったという読売新聞の記事を紹介しています。その数に驚いています。</p> <p>小型風力発電施設の稼働は、大型風力発電施設と何ら変わらないバードストライクを発生させます。野鳥の宝庫の石狩市で、小型風力発電施設の犠牲となる野鳥が少しでも減るように、小型風力発電施設の設置要件を厳しくしてください。石狩市の自然は、自然愛好家やバードウォッチャーの観光資源ともなるものです。ビジネススキームでしかない小型風力発電事業には、設置要件を厳しくしてください。</p>	不採用	<p>ガイドラインは、風力発電設備の設置及び運用に関して適切な状況に誘導する基準等を設けることを目的としており、事業者に過度な負担を求めるものではないと考えております。</p>
29	<p>騒音について、NK認証の登録簿には、基準騒音レベル（dB（A））の記載があります。認証を失効していないもので、夜間の45dB（A特性）を満たすものではありません。石狩市は住宅地でも、郊外でも、夜はひっそりとしています。静かな環境では風力発電の騒音が住民の睡眠を妨げます。その静かさを保たねばならないと思います。騒音の基準を厳しくして、明記してください。</p>	記載済	<p>ガイドラインでは、風力発電設備から最も近い住宅等において、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定に基づく騒音に係る環境基準「専ら住宅の用に供される地域」に係る基準値（昼間55デシベル以下、夜間45デシベル以下）又は「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について（平成29年5月26日付け環水大大第1705261号）」に定める指針値の、いずれか低い値を超えないことと定めております。</p>

No.	意見の要旨	検討結果	検討内容
30	石狩市の担当者が事業者に対し、毅然とした態度を示さなければ、事業者は石狩市において、いい加減な事業を行い、石狩市はくいものにされるでしょう。すでにそのような事態がおこり始めているように思います。	その他	事業者に対し、引き続きガイドラインの遵守を求めてまいります。
31	2、対象設備「出力規模（複数稼働の場合は総出力規模）が1,000キロワット未満」を「20キロワット未満の小型風力発電施設」に改めてほしい。（複数基と単独で影響が全く異なるため）	不採用	ガイドラインは、法律・条令に基づく環境影響評価や、一般社団法人日本風力発電協会のアセスガイドの対象にならない1,000キロワット未満の設備を対象としています。
32	事業者と町内会・自治会・住民との協定：事業者は、風力発電事業の保守管理、事故が起きた場合の対応、撤去対応等について、町内会・自治会・住民との協定を締結し、その内容を市に提出すること。 事業が譲渡される場合には、次の事業者はその内容が引き継がれること。	不採用	ガイドラインでは、事業者等は、風力発電設備の設置区域及び規模の概要を計画した段階で、石狩市、設置区域に存する町内会・自治会及び住民等、土地所有者等、関係公的機関、関係団体等に対する事業の説明を行うものと定めており、適切に対応するよう求めてまいります。 また、事業譲渡をした場合の引継ぎにつきましては、事業者等に対し、適切な対応を求めてまいります。
33	風の向き、強度、方向が頻繁に変わる厚田地区においては、故障、事故を予防するために発電をストップするカットアウト風速を25メートルと定め、事業者はそれを遵守すること。	不採用	ガイドラインは、風力発電設備について、独自の技術基準や保安基準を定めるものではなく、風力発電設備の設置及び運用に関して、適切な状況に誘導する基準等を設けることを目的としております。

No.	意見の要旨	検討結果	検討内容
34	<p>改正ガイドラインでは、改正以前に届けられた事業に関しては適用されないとのことですが、投資目的に駆け込みした事業が多く、石狩市としては自然保護、住民生活を守るために、しっかりとした態度で、厳しく以前の事業に対しても適用するように強く要望します。</p>	<p>その他</p>	<p>事業者に対し、引き続きガイドラインの遵守を求めてまいります。</p>